

企業会計基準委員会御中

収益認識に関する包括的な会計基準の開発にかかる意見を述べさせていただきます。
ご検討の程、よろしくお願い致します。

質問 1、 財務諸表利用者

質問 2、 I F R S 第 1 5 号を出発点とすることに賛成する

質問 3、 (1) 論点 4 のポイント制度、論点 7 の返品権付き販売について賛成である。
現場の業務処理部門における管理レベルと経理処理のレベルを同じにすることが必要であると感じられる。

(2) 論点 9 ①一定の期間にわたり充足される履行義務 100 (3) の文言について違和感がある。

「・・・企業が他に転用できる財又はサービスを創出せず、・・・」

「・・・企業が他に転用できない財又はサービスを創出し、・・・」

いずれが実体をよく現わしているか、疑問が残る。

(3) 同じく 100 (3) の 2 行目「支払いを受ける強制可能な権利」について、より明確にする必要性を感じる。具体的には、この様な権利を有する契約であるならば一定の期間にわたる収益を机上の計算で認識することができるのか、或いは各期ごとに発注者、査定人とともに出来高を評価して支払に結びつけることを基礎とすべきかについて、方針を明示する必要があると考える。

例えば建設業の場合、欧米では長期工事について発注者、受注企業、第三者的立場の建築事務所などを交えて出来高を査定し、当該分を債権として確定させ支払に結びつけ、下請け業者に対する支払にも結びつけることが社会的慣行として存在すると聞いている。単なる会計処理基準ではない様である。

従来の日本の工事進行基準は机上の計算で済み、当事者ならびに建築の専門家でなければ理解できない様なレベルのことも、一見して整合性のあるペーパーとして示されるとそのまま経理資料になり得たのではないかという疑念が残る。これはコスト的には安価であるが、社会的正義に反する事態も生じ易い。また、監査人も工事進行基準により計上された債権の残高確認ができない場合も生じることになる。残高確認の出来ない債権が B

/Sに計上されているという事実は、会計基準として憂うべき事態と言わざるを得ない。

欧米の実情を調べていただき、I F R S第15号が欧米の社会慣行を基礎にした理論構築がなされている場合には、我が国の対応もそれに習う必要がある。これが出来ない場合には、進行度を合理的に測定できない場合に該当するとして工事完成基準に戻ることになるのかもしれない。

(あるいはI F R Sでいう工事原価回収基準になるのかもしれない)。

以 上